

J R山陰本線（園部～綾部）沿線地域
公共交通活性化協議会（第21回）

次 第

日時 令和5年3月13日（月）14:30～
場所 京丹波町役場 大会議室

1 開 会

2 議 題

（協議事項）

協議第1号 令和5年度収支予算（案）について

協議第2号 令和5年度事業計画（案）について

協議第3号 園福線の代替交通のあり方について

（1）代替交通の検討状況について【報告】

（2）運行ルート、便数、ダイヤについて

協議第4号 地域旅客運送サービス継続事業について

（1）地域旅客運送サービス継続事業 実施方針（案）について

（2）地域旅客運送サービス継続事業 公募要領（案）について

3 そ の 他

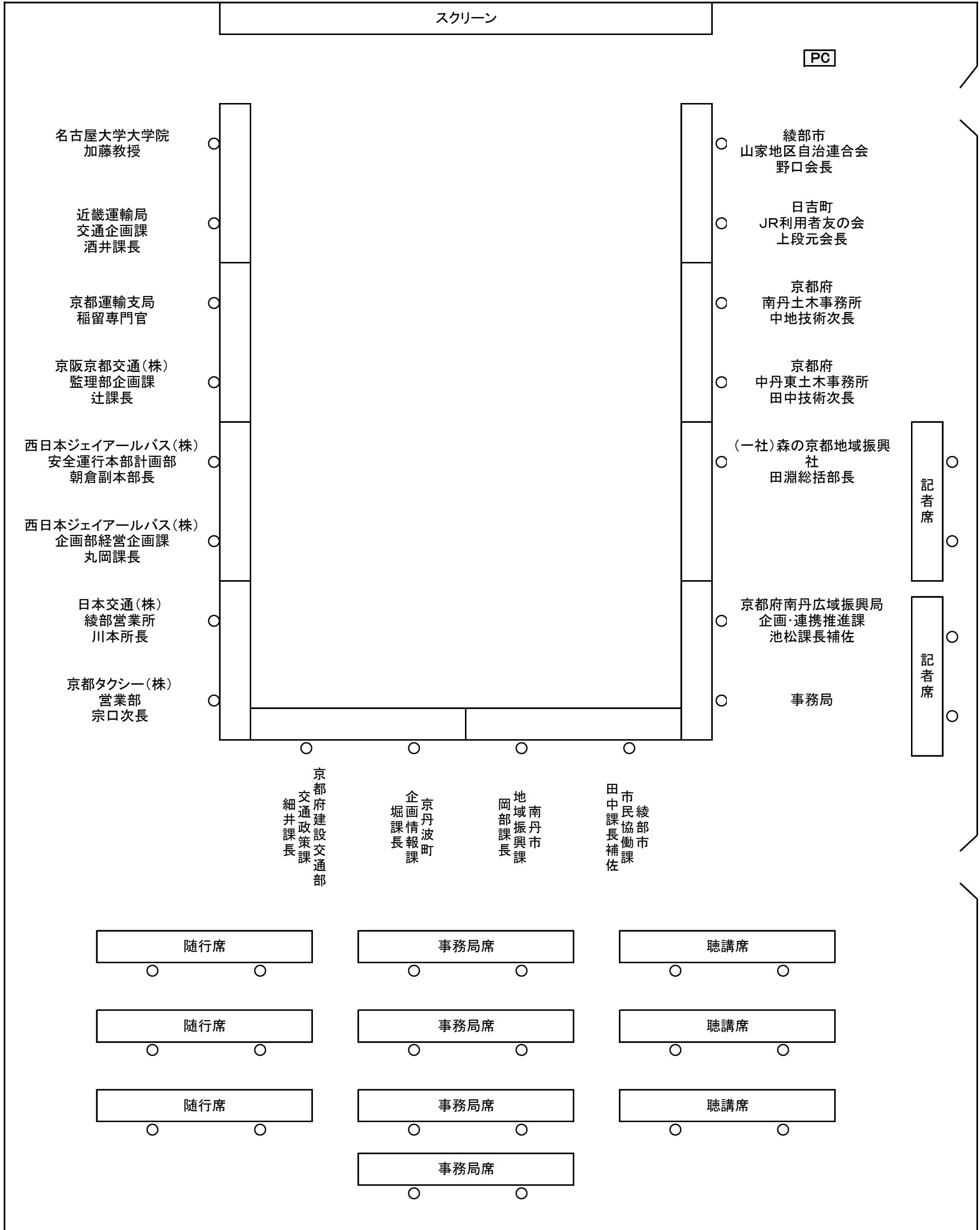
4 閉 会

第21回JR山陰本線(園部～綾部)沿線地域公共交通活性化協議会名簿

分野	所属	職名	氏名	備考	出欠	代理出席者
学識者 経 験 者	名古屋大学大学院環境学研究科	教 授	かとう ひろかず 加藤 博和	会長	出席	
利用者代表	綾部市山家地区自治会連合会	会 長	のぐち ゆずる 野 口 譲		出席	
	日吉町JR利用者友の会	元 会 長	じょうだん げんいちろう 上段 源一郎		出席	
	京丹波町本庄区	区 長	はる た みつぐ 春 田 貢		欠席	
交通事業者等	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部京滋支社	副 支 社 長	のぐち あきら 野 口 明		WEB	
	京阪京都交通株式会社	管理部企画課長	つじ えいいち 辻 栄一		出席	
	西日本ジェイアールバス株式会社	安全運行本部副本部長	あさくら けいすけ 朝倉 恵介		出席	
	西日本ジェイアールバス株式会社	企画部 経営企画課長	まるおか のりお 丸岡 範生		出席	
	日本交通株式会社 福知山営業所	取締役所長 (綾部営業所長兼任)	かわもと やすひろ 川本 康博		出席	
	京都タクシー株式会社	社 長	なかやぶ ゆうすけ 中藪 裕介		代理	営業部 宗口次長
道路管理者	国土交通省福知山河川国道事務所	道 路 管 理 課 長	おおにし たかゆき 大西 孝幸		WEB代理	道路管理課 大枝 総括保 全対策官
	京都府南丹土木事務所	技 術 次 長	なかち あつもと 中地 厚元		出席	
	京都府中丹東土木事務所	技 術 次 長	たなか ゆきまさ 田中 章公		出席	
公安委員会	京都府南丹警察署	交 通 課 長	みき木 ひであき 三木 英昭		欠席	
	京都府綾部警察署	交 通 課 長	わたなべ とおる 渡 邊 徹		欠席	
運輸行政	近畿運輸局交通政策部	交 通 企 画 課 長	さかい だいと 酒井 大斗		出席	
	近畿運輸局京都運輸支局	首席運輸企画専門官	いなどめ けんいちろう 稲留 健一郎		出席	
観光地域 づくり 団 体	一般社団法人森の京都地域振興社	総 括 部 長	たぶち いきお 田 淵 功		出席	
計 画 者	京都府建設交通部	交 通 政 策 課 長	ほそい こういち 細井 浩一		出席	
	京都府南丹広域振興局	地域連携・振興部 企画・連携推進課長	ひら やすお夫 平 康夫		代理	企画・連携推 進課 池松課長補佐
	京都府中丹広域振興局	地域連携・振興部 企画・連携推進課長	たなか ひでふみ 田中 秀文		WEB	
	綾 部 市	市 民 環 境 部 市民協働課長	たちふじ さとし 立 藤 聡		代理	市民協働課 田中課長補佐
	南 丹 市	地 域 振 興 部 地域振興課長	おかべ さとし 岡部 哲使		出席	
	京 丹 波 町	企 画 情 報 課 長	ほり ゆうすけ 堀 友 輔		出席	
オブザー バ ー	福 知 山 市	建 設 交 通 部 都市・交通課長	あだち じょうじ 足立 譲治		WEB代理	都市・交通課 松井 主事

JR山陰本線(園部～綾部)沿線地域公共交通活性化協議会(第21回) 配席図

日時:令和5年3月13日(月) 14:30～
 場所:京丹波町役場
 議会棟2階 大会議室



資料1
協議第1号

J R山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通活性化協議会 令和5年度予算（案）

歳入

（単位：円）

款項目	本年度	前年度	増減	摘要
1 分担金及び負担金	60,000	60,000	0	
2 負担金	60,000	60,000	0	綾部市、南丹市、京丹波町、京都府 1自治体あたりの負担額
2 負担金	60,000	60,000	0	運営費 15,000 負担金 60,000(15,000@4)
2 行政支出金	0	0	0	
1 補助金	0	0	0	
1 国庫補助金	0	0	0	※事業実施のための経費は、 各自治体で予算計上
2 地方公共団体補助金	0	0	0	
3 繰越金	220,775	250,775	△ 30,000	
1 繰越金	220,775	250,775	△ 30,000	R 4 支出見込額30,000円
1 繰越金	220,775	250,775	△ 30,000	
4 諸収入	0	0	0	
1 雑入	0	0	0	
1 雑入	0	0	0	
計	280,775	310,775	△ 30,000	

歳出

（単位：円）

款項目	本年度	前年度	増減	
1 運営費	60,000	60,000	0	
1 会議費	60,000	60,000	0	協議会運営等の事務経費
1 会議費	60,000	60,000	0	
2 事業費	0	0	0	
1 調査計画費	0	0	0	
1 調査計画費	0	0	0	
2 事業費	0	0	0	
2 事業費	0	0	0	
3 予備費	220,775	250,775	△ 30,000	
1 予備費	220,775	250,775	△ 30,000	
1 予備費	220,775	250,775	△ 30,000	
計	280,775	310,775	△ 30,000	

J R 山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通計画に係る
R 5 年度主な事業計画（案）

施策	方針との関連	実施主体	施策の概要等
地域旅客運送サービス継続事業計画の策定	—	綾部市 南丹市 京丹波町 京都府	バス路線（園福線）廃線後の公共交通維持のため、「地域旅客運送サービス継続事業計画」を策定
①モビリティ・マネジメント 地域内交通案内の充実	方針 1 方針 2 方針 5	綾部市 南丹市 京丹波町 京都府	<p>〈モビリティ・マネジメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○綾部市 (1)・鉄道キッズクラブ（仮称）の実施 ○京丹波町 (2)・運転免許自主返納高齢者への支援拡充 （免許返納後の 1 年の期間撤廃） ○京都府 (3)・職員向けモビリティ・マネジメントの実施 <p>〈駅・バス停の案内等改善〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○南丹市 (4)・バス停名称の統一に向けての協議 <p>〈来訪者向け交通〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○京丹波町 (5)・周遊バス試験運行 ○京都府 (6)・イベント列車の運行等
②公共交通の利便性向上 交通手段の整備	方針 3 方針 4	綾部市 南丹市 京丹波町 京都府	<p>〈公共交通の利便性向上〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○南丹市 (7)・園部駅西口ロータリー再整備 ・園部駅東口エレベータ更新 ○京都府、南丹市 (8)・駅にぎわいづくり推進事業（胡麻駅）工事实施 <p>〈交通手段の確保〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○綾部市 (9)・空白地有償運送実施に向けての支援 ○京丹波町 (10)・カーシェアリングの支援拡充

代替交通の検討状況について【報告】

1 代替交通の考え方

(1) 公募バス事業者

- ① 南丹広域振興局管内（亀岡市、南丹市、京丹波町）、中丹広域振興局管内（福知山市、舞鶴市、綾部市）に本社、支社又は営業所等が所在するバス事業者
- ② 道路運送法 4 条（一般乗合）許可を持つ路線バス事業者を対象に公募

(2) 理由

- ① 営業所等が、適切な運行管理が図られる位置にある
- ② 運行路線の近辺に営業所等が所在することにより効率的な運行を見込むことができる
- ③ 運行実績やノウハウに基づく利便性を向上させるための提案が見込める
- ④ 安定した運行の継続が見込める

2 路線バス事業者へのヒアリング

(1) 対象事業者

南丹管内：京阪京都交通(株)、(有)中京交通

中丹管内：(株)関西丸和ロジスティクス、京都交通(株)、日本交通(株)

※西日本ジェイアールバス(株)は、自治体の支援を受けても運行継続は困難。

(2) 主な意見

- ・運行区間を提案できるなら応募できる
- ・運転士の確保ができない
- ・車両を新たに購入しなければいけない
- ・車庫を新たに造らなければならない

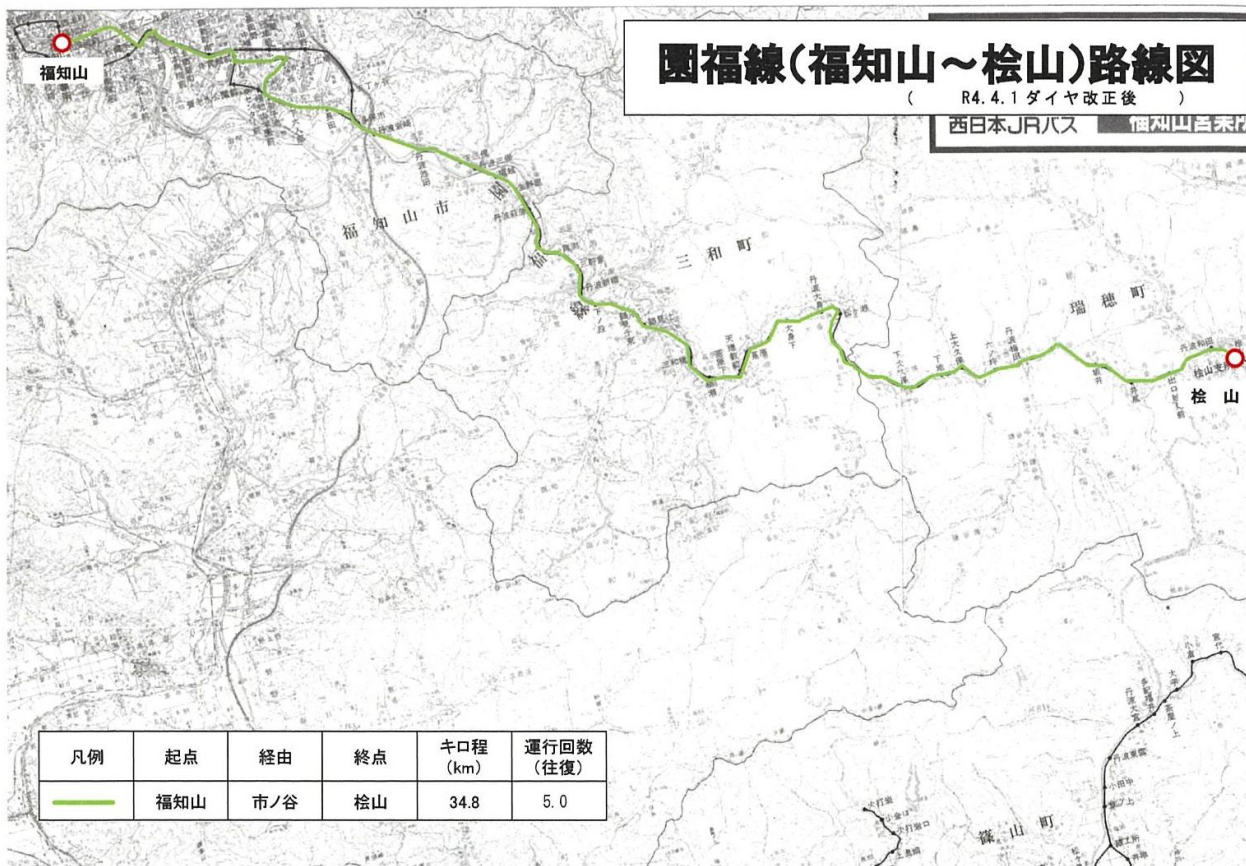
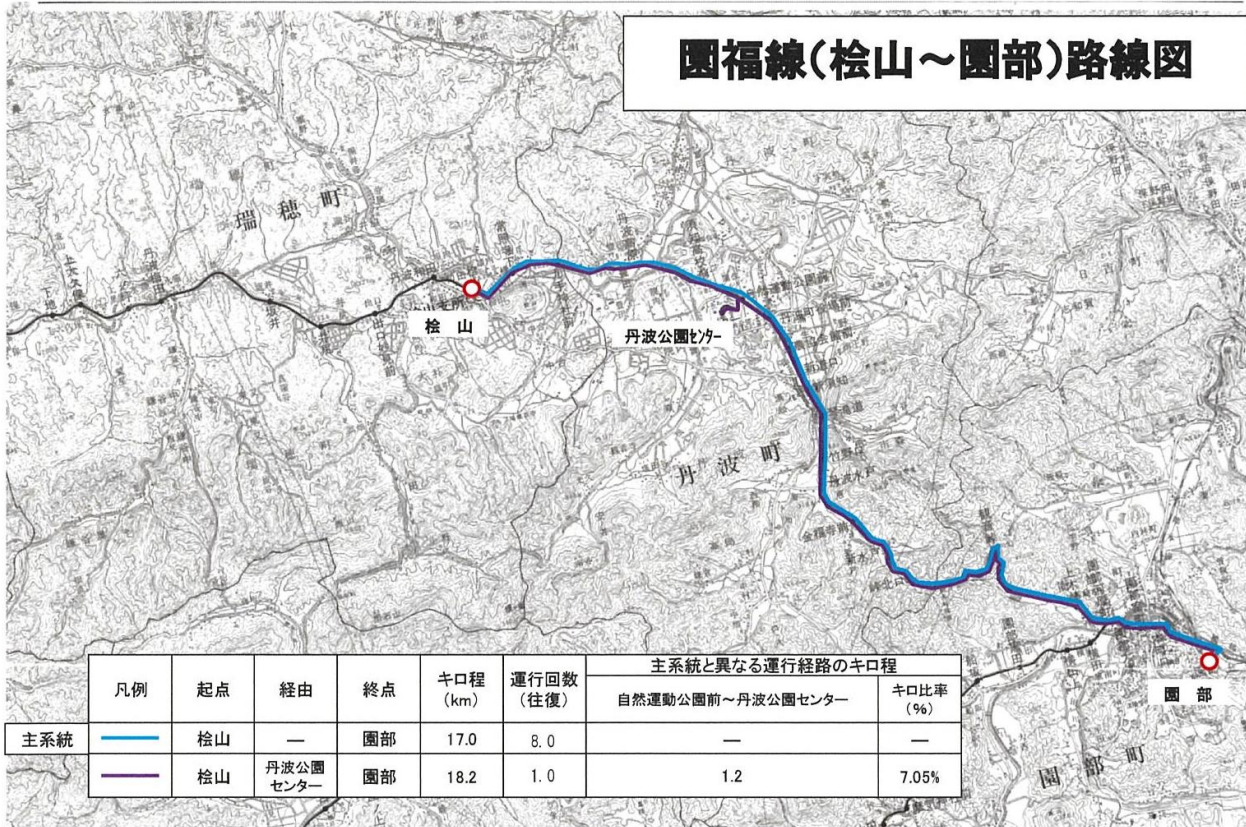
3 その他

提案が無かった場合

公募条件を高速バス・貸切バス・タクシー事業者に拡大するとともに、支援内容を再検討した後、再度公募する。

これでも決まらない場合は、公営交通での対応を検討する。

運行ルート、便数、ダイヤについて



時刻表 ※赤字は、R4.4月から減便により無くなったダイヤ。
 () 内は、減便後時刻変更されたダイヤ。

停留所	<減便前>時刻表(上り)																	
福知山駅			6:40	7:55				12:15				15:05			16:30 (16:25)	17:35		19:00
〃			〃	〃			〃				〃			〃	〃		〃	
下ノ段			7:09	8:24			12:44				15:34			16:59 (16:54)	18:04		19:29	
〃			〃	〃			〃				〃			〃	〃		〃	
下大久保			7:25	8:40			13:00				15:50			17:15	18:20		19:45	
〃			〃	〃			〃				〃			〃	〃		〃	
桧山 着			7:40	8:55			13:15				16:05			17:30 (17:25)	18:35		20:00	
桧山 発	6:16	6:50	7:43	8:58	10:00	11:55 (12:25)		13:33 (13:25)	14:38		16:10 (16:00)	16:45	17:35	18:38 (18:30)		19:00		
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃		〃	〃	〃	〃		〃		
公園センター	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃		16:19 (16:10)	16:54	〃	〃		〃		
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃		〃	〃	〃	〃		〃		
須知高校前	6:24	6:58	7:51	9:06	10:08	12:03 (12:33)		13:41 (13:33)	14:46		16:18 (16:08)	16:53	17:43	18:46 (18:38)		19:38		
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃		〃	〃	〃	〃		〃		
園部駅	6:48	7:22	8:15	9:30	10:32	12:27 (12:57)		14:05 (13:57)	15:10		16:45 (16:35)	17:20	18:07	19:10 (19:02)		20:02		

停留所	<減便前>時刻表(下り)																
園部駅			7:25	7:59	8:35	9:52	10:50		12:49 (13:52)	14:25 (14:52)		15:49	16:57 (16:52)	17:52	18:52	19:52	20:52
〃			〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃
公園センター			〃	〃	8:57	10:14	〃		〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃			〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃
須知高校			7:47	8:21	9:00	10:17	11:12		13:11 (14:14)	14:47 (15:14)		16:11	17:19 (17:14)	18:14	19:14	20:14	21:14
〃			〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃
桧山 着			7:57	8:31	9:10	10:27	11:22		13:21 (14:24)	14:57 (15:24)		16:21	17:29 (17:24)	18:24	19:24	20:24	21:24
桧山 発	5:00	6:25	8:00					12:15			15:00	16:05	17:30				
〃	〃	〃	〃					〃			〃	〃	〃				
下大久保	5:13	6:38	8:13					12:28			15:13	16:18	17:43				
〃	〃	〃	〃					〃			〃	〃	〃				
下ノ段	5:27	6:52	8:27					12:43			15:28	16:34	17:59				
〃	〃	〃	〃					〃			〃	〃	〃				
福知山駅	6:02	7:27	9:02					13:17			16:02	17:07	18:31				

時間帯別利用者状況 (R3)

園福線時間帯別利用状況【乗降調査日:令和3年7月7日(水)】

1. 園部→桧山間 (域内完結利用:南丹市内42人、京丹波町内1人)

時刻	利用人数	またがり利用			目的			無回答
		南丹市→京丹波町	通勤	通学	通院	観光・レジャー	その他	
7:25	23	13	4	5	1		3	
7:59	47	26	2	24				
※ 8:35	5	3	2				1	
※ 9:52	4	3	1			1	1	
10:50	4	2					2	
12:49	10	8	1	4		1	1	1
14:25	9	9		1	2	3	2	1
15:49	11	9	1			1	7	
16:57	4	4		2			2	
17:52	9	7		5	1		1	
18:52	2	2		1			1	
19:52	4	4		3			1	
20:52	1	0						
計	133	90	11	45	4	6	22	2

※丹波公園経由

2. 桧山→園部間 (域内完結利用:南丹市内27人、京丹波町内3人)

時刻	利用人数	またがり利用			目的			無回答
		京丹波町→南丹市	通勤	通学	通院	観光・レジャー	その他	
6:16	6	3	1	1			1	
6:50	9	4	1	2			1	
7:43	5	5	2	2	1			
8:58	1	1			1			
10:00	0	0						
11:55	5	4	1				3	
13:33	1	0						
14:38	1	1					1	
※ 16:10	22	20	1	17			1	1
※ 16:45	15	4	1	3				
17:35	17	12	7	3			2	
18:38	11	9	3	6				
19:30	0	0						
計	93	63	17	34	2	0	9	1

※丹波公園経由

3. 桧山→福知山間

時刻	利用人数	またがり利用 (京丹波町→ 福知山市)
5:00	8	
6:25	10	0
8:00	11	0
12:15	3	
15:00	20	
16:05	13	
17:30	7	
計	72	0

・域内完結利用:福知山市内55人
京丹波町内17人

4. 福知山→桧山間

時刻	利用人数	またがり利用 (福知山市→ 京丹波町)	目的 その他
6:40	30		
7:55	15		
12:15	8	1	1
15:05	5	0	0
16:30	6		
17:35	7		
19:00	3		
計	74	1	1

・域内完結利用:福知山市内48人
京丹波町内25人

1 本協議会の検討区域

園部－桧山－下大久保（－福知山）

2 協議事項

<運行ルート> どのような運行ルートを求めるのか	選択肢	参照
(1)：現行の運行ルートを変更	①する ②しない	図 1

<南丹市域>

(2)：(1) 変更【①する】場合 ①：園部駅の発着「西口」とし、ぐるりんバスと同じルート（本町口、園部宮町の停留所がなくなる）に	①する（案 1） ②しない	図 2 図 3 図 4
②：【②しない】場合 「本町口」停留所を移動する場合の運行ルート	①案 2 ②案 3 ③それ以外 (停留所を移動しない)	図 5
③：【③それ以外（停留所を移動しない）】場合	①案 4 ②案 5	図 6
(3)：(2) ③以外の運行ルートについて提案	①ある ②ない	

<京丹波町域>

(4)：(1) 変更【①する】場合 ①：丹波自然運動公園	①乗り入れる ②乗り入れない	図 7 図 8
②：①【乗り入れる】場合	①毎便（全日） ②毎便(平日のみ) ③毎便(土日祝のみ) ④限定ダイヤ(現行) ⑤デマンド(予約型) ⑥それ以外 (イベント開催時 等)	時刻表
(5)：(4) 以外の運行ルートについて提案が	①ある ②ない	

参考資料：運行ルート

図1：全区間（園部－桧山－福知山）

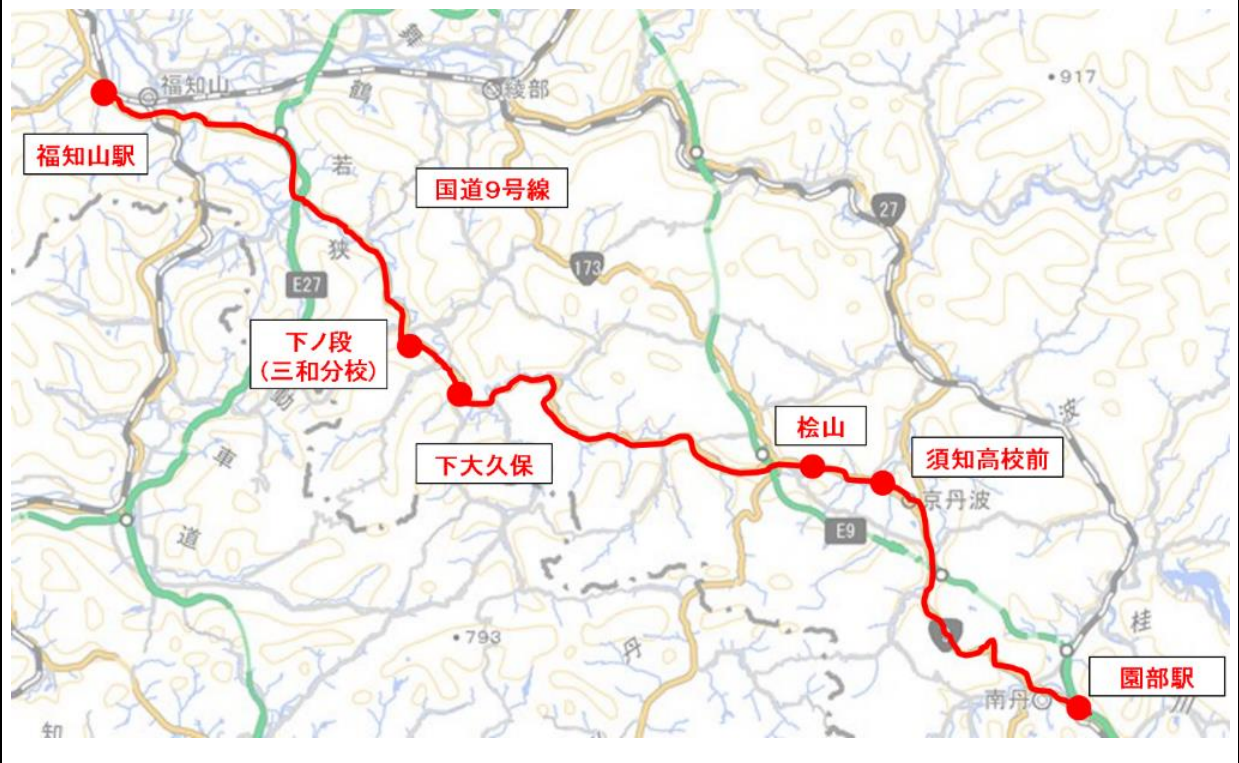


図2：南丹市域



図3：園部駅西口ロータリー



図4：ぐるりんバスと同じルート【案1】

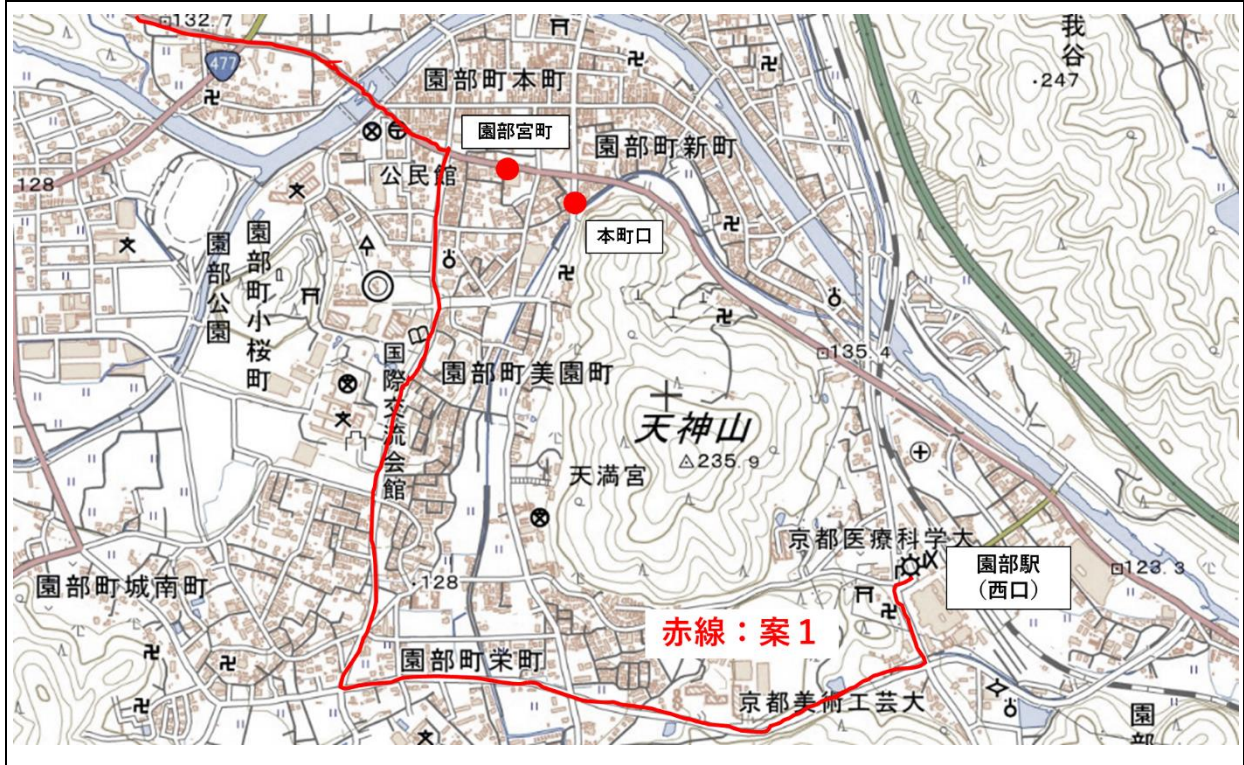


図5：「本町口」停留所を移動する場合【案2】、【案3】

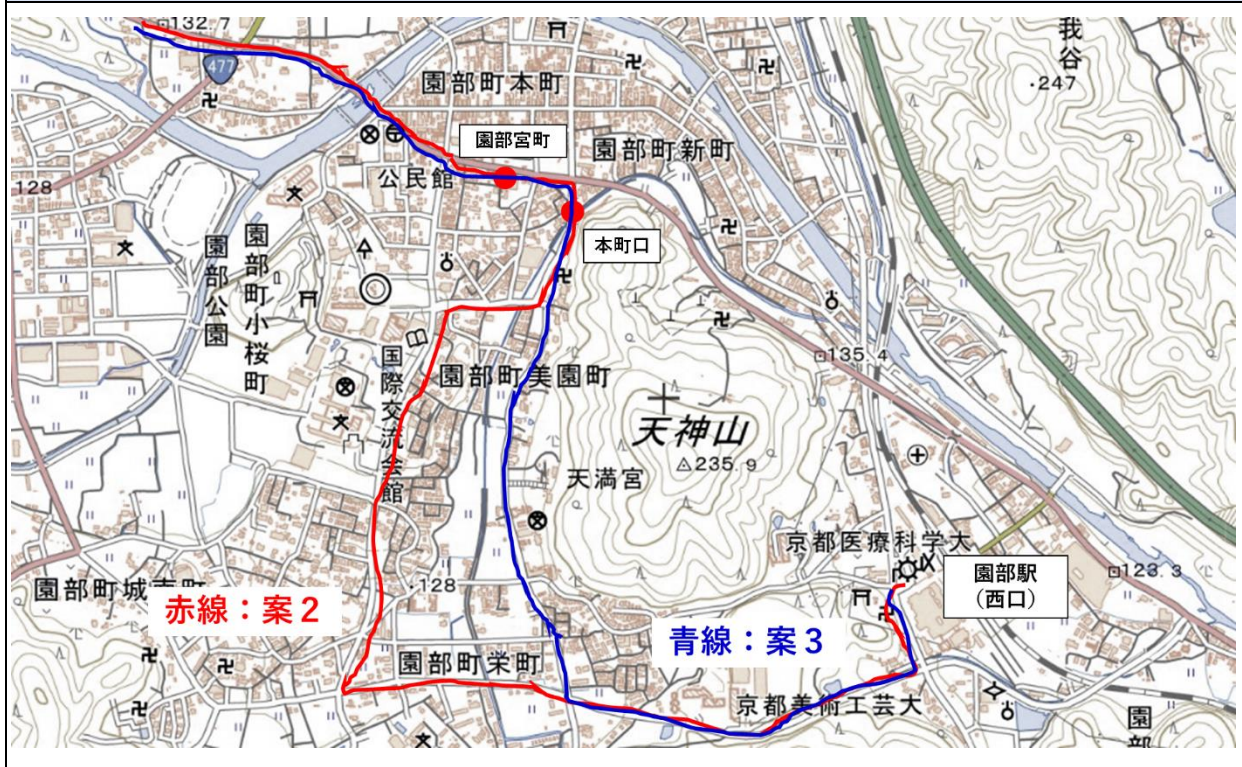


図6：「本町口」、「園部宮町」停留所を移動しない場合【案4】、【案5】

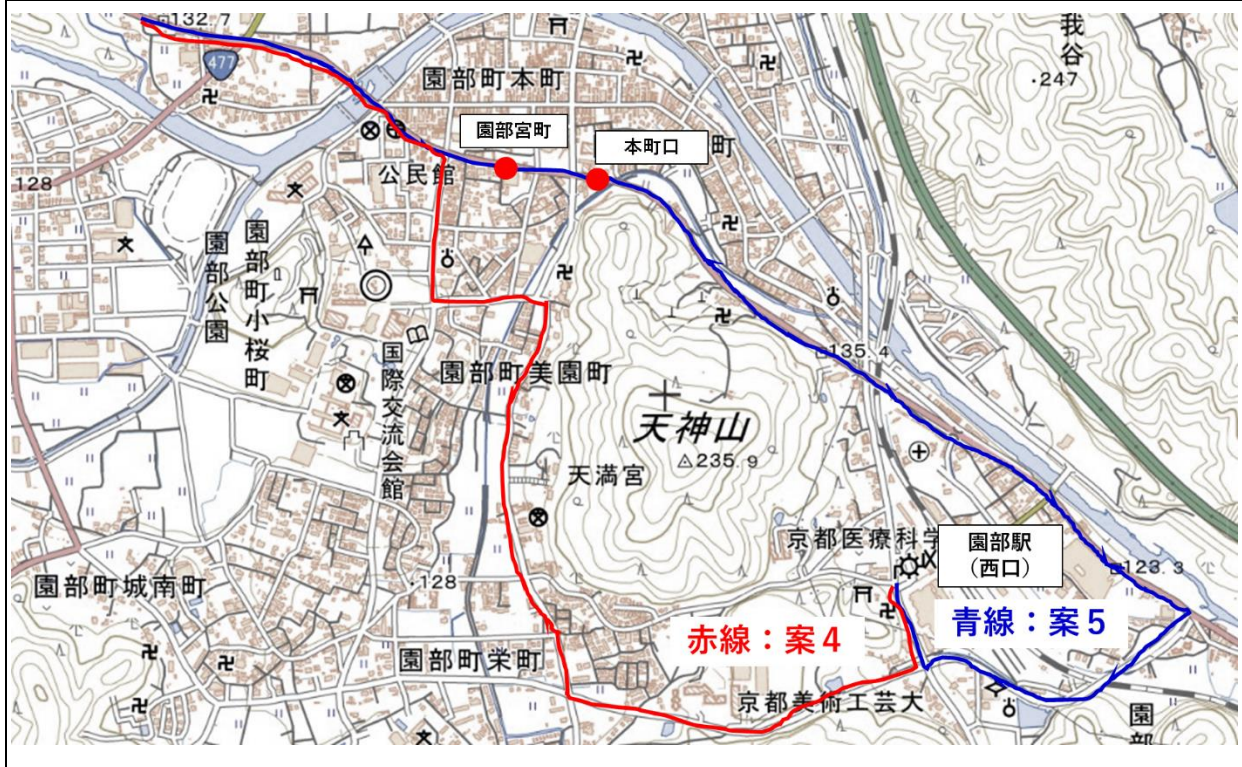


図7：京丹波町域



図8：丹波自然運動公園



2 協議事項

<便数> 何便の運行	選択肢	参照
求める運行回数は ①：園部－桧山 減便前 1 3 便、現行(減便後) 8 便	①減便前 ②減便後 ③それ以外	時刻表 時間帯別 利用者状況
②：桧山－下大久保(福知山) 減便前 7 便、現行(減便後) 5 便	①減便前 ②減便後 ③それ以外	時刻表 時間帯別 利用者状況

<ダイヤ>どのようなダイヤで運行 <便数> (2) 【それ以外】で選択した便数を運行する場合のダイヤ							参照	
(1)：園部－桧山		桧山発	→	園部着	園部発	→	桧山着	時刻表
現行 8 便以上(減便前 13 便未 満)で運行する場合、どの時間 帯を追加で運行するのか	①	8:58	→	9:30	9:52	→	10:27	時間帯別 利用者状況
	②	10:00	→	10:32	10:50	→	11:22	
	③	14:38	→	15:10	15:49	→	16:21	
	④	16:45	→	17:20	17:52	→	18:24	
	⑤	19:30	→	20:02	20:52	→	21:24	
(2)：桧山－下大久保(福知山)		桧山発	→	下大久保着 (福知山)	下大久保発 (福知山)	→	桧山着	時刻表
現行 5 便以上(減便前 7 便未 満)で運行する場合、どの時間 帯を追加で運行するのか	①	5:00	→	5:13 (6:02)				時間帯別 利用者状況
	②				15:50 (15:05)	→	16:05	
	③	16:05	→	16:18 (17:07)				
	④				19:45 (19:00)	→	20:00	

実施方針(案) 概要

1 目的

西日本ジェイアールバス(株)が運行するバス路線(園福線)の廃止に伴い、影響を受ける住民(福知山市、南丹市、京丹波町)の日常生活に必要な移動手段を確保するため、地域旅客運送サービス継続事業を実施するものを公募するための方針を定める。

2 代替交通の運行サービス内容

- (1) 運行ルート・便数・ダイヤについては、協議第3号で協議した内容を反映。
- (2) 利用者の利便性と事業の継続性について、両方の側面から検討し、提案することを求める。
- (3) 運行ダイヤ等運行計画の詳細、車両調達方法及びその他運行に必要な事項については、提案内容に基づき、選定した運行予定事業者と協議して決定する。

3 継続旅客運送を実施する者の条件

- (1) 南丹広域振興局管内(亀岡市、南丹市、京丹波町)、中丹広域振興局管内(福知山市、舞鶴市、綾部市)に営業所が所在するバス事業者
- (2) 道路運送法4条(一般乗合)許可を持つ路線バス事業者

4 地方公共団体による支援

負担事項及び負担額については、選定した運行予定事業者と協議し決定する。

- (1) 国庫補助金(地域公共交通確保維持改善事業費補助金)を活用する。
- (2) 運賃収入及び国庫補助金等で賄えない運行実施に必要な経費は、京都府・福知山市・南丹市・京丹波町で支援する。
- (3) 共通回数券等、利用者の利便性向上のための取り組みについて支援する。
- (4) バス停留所設置に係る費用等について支援する。
- (5) バスの利用促進に関する取組に協力する。

5 継続計画の実施予定期間

運行開始日(令和6年4月1日目途)から令和9年3月※まで

※JR山陰本線(園部～綾部)地域公共交通計画及び福知山市地域公共交通計画の計画期間

6 継続旅客運送を実施する者の選定の方法

- (1) 公募型プロポーザル(企画提案)方式
- (2) 園福線運行予定事業者選定会議において、外部有識者の意見(採点等)を聴取した上で、運行予定事業者を決定する。

園福線地域旅客運送サービス継続事業 実施方針(案)

本方針は地域旅客運送サービス継続事業の実施に関して、必要な事項を以下のとおり定めるものとする。

1 目的

西日本ジェイアールバス(株)が運行するバス路線(園福線)の廃止に伴い、影響を受ける住民(福知山市、南丹市、京丹波町)の日常生活に必要な移動手段を確保するため、地域旅客運送サービス継続事業を実施する者を公募するための方針を定める。

2 実施事業

園福線地域旅客運送サービス継続事業

3 実施計画

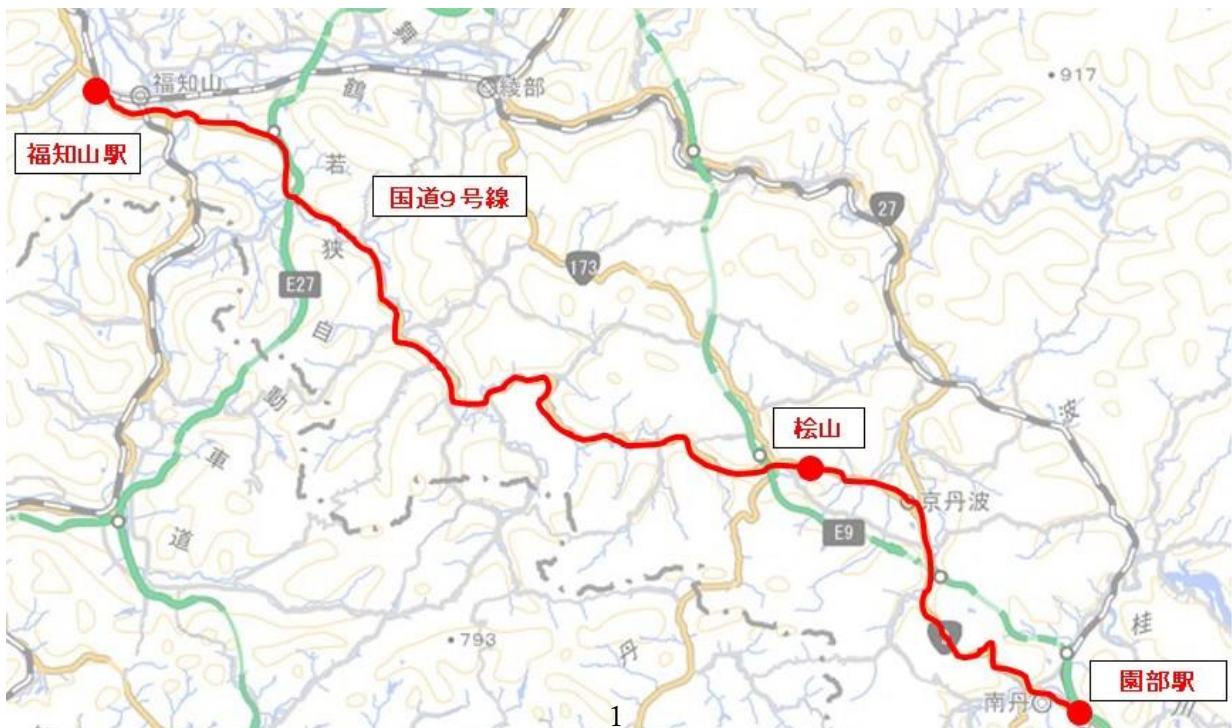
(1) 実施区域

- ・福知山市：友渕、大身、菟原中、菟原下、辻、梅原、千束、寺尾、芦渕、萩原、生野、堀越、三俣、池田、岩崎、多保市、長田南、上松、長田段、市の谷、土師新町南、土師新町東、土師宮町、蛇ヶ端、内記一丁目、内記五丁目、内記六丁目、南栄町、駅前町
- ・南丹市：小山東町 新町 美園町 宮町 上本町 河原町 上木崎町
- ・京丹波町：新水戸、水戸、須知、蒲生、蒲生野、曾根、豊田、橋爪、和田、井尻、坂井、水原、上大久保、下大久保地区

(2) 事業を実施する路線等において現に実施されている旅客運送事業の状況

<現行サービス内容>

- ①路線：園福線(赤路線：継続事業を実施する路線)



- ・運賃
別紙「運賃表」のとおり

②運行便数（令和4年4月1日減便後）

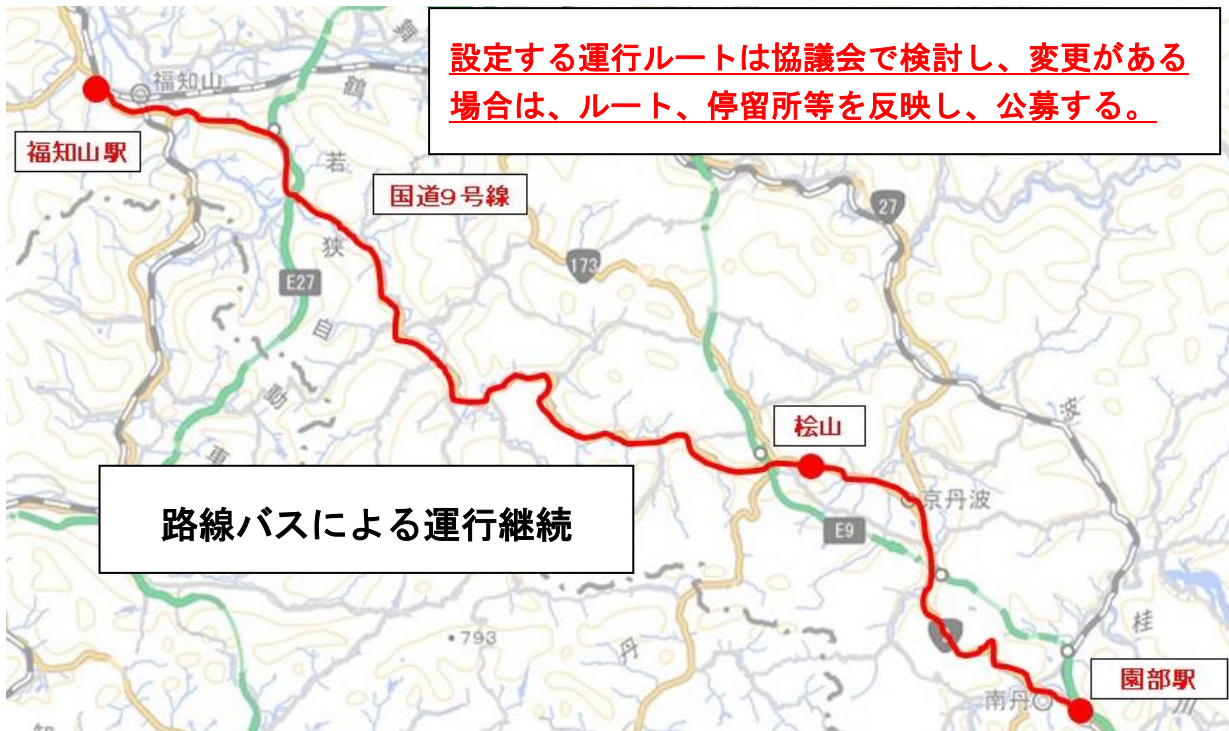
系統名	平日		土曜		休日		事業者名	事業の種類	運行の態様
	往	復	往	復	往	復			
園部－桧山	8	8	8	8	8	8	西日本ジェイ アールバス 株式会社	一般乗合旅 客自動車 運送事業	路線定期 運行
福知山－桧山	5	5	5	5	5	5			

③ダイヤ：別紙「<R4.4減便後（現行）>時刻表」のとおり

（3）引き続き実施する運送（継続旅客運送）に係る運送機関の種類、態様その他の内容

<引き続き実施するサービスの内容>

園福線（赤路線）：路線バスによる継続



- ①運送機関の種類：一般乗合旅客自動車運送事業
- ②運送の態様：路線定期運行
- ③運行区間：園部－福知山 ※一部区間の提案も可とする。
- ④運賃：提案する運行サービスに適した運賃の提案を求める。
ただし、最終的には選定した運行予定事業者と協議し、決定する。

⑤運行便数

協議内容を踏まえ、記載。

⑥ダイヤ：提案する運行便数に応じた適切なダイヤの提案とする。

協議内容を踏まえ、記載。

⑦運行車両

車両は運行開始までに提案事業者が調達すること。

ただし、提案事業者による調達が困難な場合は、その旨を企画提案書に記載すること。

選定した運行予定事業者と地方公共団体において車両の調達について協議する。

⑧運転士：提案する運行サービスに応じた運転士は、提案事業者が確保すること。

⑨その他

- ・ 上記①～⑧に基づく提案を優先して、運行予定事業者を評価する。
ただし、運行区間、便数が上記①～⑧以下の提案を妨げるものではない。
- ・ 提案にあたっては、既存の運行サービス（路線・ダイヤ・便数等）をそのまま踏襲することなく、利用者の利便性と事業の継続性について、両方の側面から検討し、提案すること。
- ・ 実施方針に示す事項に固執することなく、企画提案者の知識、経験等を踏まえ、留意事項、指摘事項等を示すなど、当該業務が地域住民等に利用されるための企画提案すること。
- ・ 運行ダイヤ等運行計画の詳細、車両調達方法及びその他運行に必要な事項については、提案内容に基づき、選定した運行予定事業者と協議して決定する。

4 継続旅客運送を実施する者の条件

公募に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たし、参加表明を行い、参加資格の確認を受けた者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをした者であっては更正計画の許可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律外 154 号）に基づく再生手続き開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 国税及び地方税（京都府税、福知山市税、南丹市税、京丹波町税）の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から運行予定事業者選定の日までの期間において、京都府、福知山市、南丹市、京丹波町の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。

- (5) 京都府南丹広域振興局管内（亀岡市、南丹市、京丹波町）又は中丹広域振興局管内（福知山市、舞鶴市、綾部市）に本社、支社又は営業所等を有する者であること。
- (6) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得している者で、同項（5）のエリアで一般路線（高速路線を除く）の輸送実績があること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
- ① 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ② 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - ⑦ 暴力団及び①から⑥までに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

5 地方公共団体による支援の内容

- ・ 国庫補助金（地域公共交通確保維持改善事業費補助金）を活用する。
- ・ 運賃収入及び国庫補助金等で賄えない運行実施に必要な経費（運行費及び車両購入費に係る経費等）は京都府、福知山市、南丹市、京丹波町で支援する。
※負担事項及び負担額については、選定した運行予定事業者と協議し決定する。
- ・ 共通回数券等、利用者の利便性向上のための取り組みについて支援する。
- ・ バス停留所に関する以下の費用等について支援する。
 - バス停留所設置に係る費用
 - バス停留所の占用許可申請に係る手続き
 - バス停留所の保守管理
- ・ バスの利用促進に関して以下の取り組みを実施する。
 - 地域住民（自治会・老人会等）に対する説明会等の利用促進
 - 自治体の広報・ホームページでの利用案内

利用促進チラシの作成・配布

6 実施予定期間

- ・運行開始日から令和9年3月まで

※JR山陰本線（園部～綾部）地域公共交通計画及び福知山市地域公共交通計画の計画期間。

なお、運行開始は令和6年4月1日を目途に、選定した運行予定事業者と運行サービス内容を調整する。

7 公募の期間

- ・令和5年3月●日（●）～4月●日（●） ※1ヶ月程度（30日間）

8 継続旅客運送を実施する者の選定の方法

選定方法は、園福線地域旅客運送サービス継続事業募集要領に基づく公募型のプロポーザル（企画提案）方式とし、参加資格の確認された者から提出された企画提案書の内容について、園福線運行予定事業者選定会議が「評価基準」に基づいて評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を運行予定事業者として選定する。

9 その他必要な事項

（1）提出書類

① 参加表明書

② 企画提案書

③ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び京都府税、福知山市税、南丹市税、京丹波町税の納税証明書（未納の税額がないことの証明：その3の3）

※発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。

④ 共同企業体で参加の場合

・共同企業体届出書

・共同企業体協定書

・委任状

・使用印鑑届

⑤ 提案事業者が会社・法人の場合は、以下の書類を添付のこと。

・商業・法人登記事項証明書 1部

※発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。

・法人定款

⑥ 財務諸表

⑦ 営業所等所在地の記載がある会社概要（パンフレット等）

⑧ 3（5）のエリアで運行していることがわかるバス路線図

- ⑨ 道路運送法一般乗合旅客自動車運送事業許可証の写し
※ ⑦、⑧、⑨については、事前説明会参加申込み時に提出している場合は不要
- ⑩ 園福線に係る情報提供依頼書（運行データ等必要ない場合は提出不要）
※ 園福線に係る情報の提供について
企画提案書作成につき、必要な園福線の利用者データ等は、原則、事前説明会に参加した事業者提供とする。（事前説明会へ参加できる事業者は、4（4）及び（5）の要件を満たす者。）
なお、4（4）及び（5）の要件を満たすが、事前説明会に参加できない者においては、園福線に係る情報提供依頼書の提出があった場合に運行データ等を提供する。
- 【提供する情報】**
- ①乗降調査結果（R1～R4）
 - ②路線運行に係る経常費用、経常収益、欠損（国庫補助金申請資料）
 - ③その他提案に必要な情報
- ⑪ 誓約書

<R4. 4 減便前>時刻表 (下り) 【園部~桧山~福知山】

園部駅			7:25	7:59	8:35	9:52	10:50		12:49	14:25			15:49	16:57	17:52	18:52	19:52	20:52	園部駅	
本町口	002		7:27	8:01	8:37	9:54	10:52		12:51	14:27			15:51	16:59	17:54	18:54	19:54	20:54	本町口	
園部宮町	001		7:28	8:02	8:38	9:55	10:53		12:52	14:28			15:52	17:00	17:55	18:55	19:55	20:55	園部宮町	
園部大橋	001		7:29	8:03	8:39	9:56	10:54		12:53	14:29			15:53	17:01	17:56	18:56	19:56	20:56	園部大橋	
園部河原町	001		7:30	8:04	8:40	9:57	10:55		12:54	14:30			15:54	17:02	17:57	18:57	19:57	20:57	園部河原町	
上木崎	001		7:31	8:05	8:41	9:58	10:56		12:55	14:31			15:55	17:03	17:58	18:58	19:58	20:58	上木崎	
観音峠	002		7:33	8:07	8:43	10:00	10:58		12:57	14:33			15:57	17:05	18:00	19:00	20:00	21:00	観音峠	
峠北口	002		7:35	8:09	8:45	10:02	11:00		12:59	14:35			15:59	17:07	18:02	19:02	20:02	21:02	峠北口	
新水戸	001		7:36	8:10	8:46	10:03	11:01		13:00	14:36			16:00	17:08	18:03	19:03	20:03	21:03	新水戸	
金福寺前	001		7:37	8:11	8:47	10:04	11:02		13:01	14:37			16:01	17:09	18:04	19:04	20:04	21:04	金福寺前	
丹波水戸	001		7:38	8:12	8:48	10:05	11:03		13:02	14:38			16:02	17:10	18:05	19:05	20:05	21:05	丹波水戸	
竹野口	001		7:39	8:13	8:49	10:06	11:04		13:03	14:39			16:03	17:11	18:06	19:06	20:06	21:06	竹野口	
琴滝道	001		7:40	8:14	8:50	10:07	11:05		13:04	14:40			16:04	17:12	18:07	19:07	20:07	21:07	琴滝道	
新須知	002		7:42	8:16	8:52	10:09	11:07		13:06	14:42			16:06	17:14	18:09	19:09	20:09	21:09	新須知	
新道	001		7:43	8:17	8:53	10:10	11:08		13:07	14:43			16:07	17:15	18:10	19:10	20:10	21:10	新道	
農協会館前	001		7:44	8:18	8:54	10:11	11:09		13:08	14:44			16:08	17:16	18:11	19:11	20:11	21:11	農協会館前	
京丹波町役場前	002		7:45	8:19	8:55	10:12	11:10		13:09	14:45			16:09	17:17	18:12	19:12	20:12	21:12	京丹波町役場前	
公園センター	002		//	//	8:57	10:14	//	//	//	//			//	//	//	//	//	//	公園センター	
自然運動公園	001		7:46	8:20	8:59	10:16	11:11		13:10	14:46			16:10	17:18	18:13	19:13	20:13	21:13	自然運動公園	
須知高校前	001		7:47	8:21	9:00	10:17	11:12		13:11	14:47			16:11	17:19	18:14	19:14	20:14	21:14	須知高校前	
丹波高原	002		7:49	8:23	9:02	10:19	11:14		13:13	14:49			16:13	17:21	18:16	19:16	20:16	21:16	丹波高原	
九手神社前	001		7:50	8:24	9:03	10:20	11:15		13:14	14:50			16:14	17:22	18:17	19:17	20:17	21:17	九手神社前	
常照寺下	002		7:52	8:26	9:05	10:22	11:17		13:16	14:52			16:16	17:24	18:19	19:19	20:19	21:19	常照寺下	
京丹波町病院前	002		7:54	8:28	9:07	10:24	11:19		13:18	14:54			16:18	17:26	18:21	19:21	20:21	21:21	京丹波町病院前	
桧山着	003		7:57	8:31	9:10	10:27	11:22		13:21	14:57			16:21	17:29	18:24	19:24	20:24	21:24	桧山着	
桧山発		5:00	6:25	8:00					12:15		15:00	16:05								桧山発
京丹波町病院前	000	5:00	6:25	8:00					12:15		15:00	16:05								京丹波町病院前
丹波和田	002	5:02	6:27	8:02					12:17		15:02	16:07								丹波和田
出口妙見前	002	5:04	6:29	8:04					12:19		15:04	16:09								出口妙見前
井尻	001	5:05	6:30	8:05					12:20		15:05	16:10								井尻
坂井	001	5:06	6:31	8:06					12:21		15:06	16:11								坂井
丹波梅田	003	5:09	6:34	8:09					12:24		15:09	16:14								丹波梅田
六ノ坪	001	5:10	6:35	8:10					12:25		15:10	16:15								六ノ坪
上大久保	001	5:11	6:36	8:11					12:26		15:11	16:16								上大久保
下地	000	5:11	6:36	8:11					12:26		15:11	16:16								下地
下大久保	002	5:13	6:38	8:13					12:28		15:13	16:18								下大久保
松ヶ瀬	003	5:16	6:41	8:16					12:31		15:16	16:21								松ヶ瀬
丹波大身	001	5:17	6:42	8:17					12:32		15:17	16:22								丹波大身
大身下	001	5:18	6:43	8:18					12:33		15:18	16:23								大身下
菟原着	003	5:21	6:46	8:21					12:36		15:21	16:26								菟原着
菟原発		5:21	6:46	8:21					12:36		15:21	16:26								菟原発
天理教前	000	5:21	6:46	8:21					12:36		15:21	16:26								天理教前
菟原下	001	5:22	6:47	8:22					12:37		15:22	16:27								菟原下
柳瀬	001	5:23	6:48	8:23					12:38		15:23	16:28								柳瀬
三和橋	001	5:24	6:49	8:24					12:39		15:24	16:29								三和橋
細見辻	001	5:25	6:50	8:25					12:40		15:25	16:30								細見辻
細見千束	001	5:26	6:51	8:26					12:41		15:26	16:31								細見千束
下ノ段	001	5:27	6:52	8:27					12:42		15:27	16:32								下ノ段
丹波新橋	001	5:28	6:53	8:28					12:43		15:28	16:33								丹波新橋
三軒家	001	5:29	6:54	8:29					12:44		15:29	16:34								三軒家
芦洲	001	5:30	6:55	8:30					12:45		15:30	16:35								芦洲
丹波萩原	001	5:31	6:56	8:31					12:46		15:31	16:36								丹波萩原
生野里	001	5:32	6:57	8:32					12:47		15:32	16:37								生野里
堀越	001	5:33	6:58	8:33					12:48		15:33	16:38								堀越
丹波三俣	001	5:34	6:59	8:34					12:49		15:34	16:39								丹波三俣
下三俣	000	5:34	6:59	8:34					12:49		15:34	16:39								下三俣
丹波池田	002	5:36	7:01	8:36					12:51		15:36	16:41								丹波池田
丹波岩崎	001	5:37	7:02	8:37					12:52		15:37	16:42								丹波岩崎
多保市	001	5:38	7:03	8:38					12:53		15:38	16:43								多保市
信用金庫前	000	5:38	7:03	8:38					12:53		15:38	16:43								信用金庫前
照蓮寺下	001	5:39	7:04	8:39					12:54		15:39	16:44								照蓮寺下
長田	000	5:39	7:04	8:39					12:54		15:39	16:44								長田
上松	000	5:39	7:04	8:39					12:54		15:39	16:44								上松
下六人部	002	5:41	7:06	8:41					12:56		15:41	16:46								下六人部
長田郵便局前	000	5:41	7:06	8:41					12:56		15:41	16:46								長田郵便局前
砂子池	002	5:43	7:08	8:43					12:58		15:43	16:48								砂子池
市の谷	000	5:43	7:08	8:43					12:58		15:43	16:48								市の谷
なかよし広場	002	5:45	7:10	8:45					13:00		15:45	16:50								なかよし広場
長田野中橋	000	5:45	7:10	8:45					13:00		15:45	16:50								長田野中橋
トラックセンター前	001	5:46	7:11	8:46					13:01		15:46	16:51								トラックセンター前
体育館前	001	5:47	7:12	8:47					13:02		15:47	16:52								体育館前
ロイヤルホテル	001	5:48	7:13	8:48					13:03		15:48	16:53								ロイヤルホテル
土師新町	001	5:49	7:14	8:49					13:04		15:49	16:54								土師新町
松本病院前	000	5:49	7:14	8:49					13:04		15:49	16:54								松本病院前
丹波土師	001	5:50	7:15	8:50					13:05		15:50	16:55								丹波土師
松縄手	002	5:52	7:17	8:52					13:07		15:52	16:57								松縄手
福知山城公園前	001	5:53	7:18	8:53					13:08		15:53	16:58								福知山城公園前
市役所前	001	5:54	7:19	8:54					13:09		15:54	16:59								市役所前
福知山駅	008	6:02	7:27	9:02					13:17		16:02	17:07								福知山駅

<R4.4 減便後（現行）>時刻表（上り）【福知山～桧山～園部】

福知山駅			6:40	7:55		12:15		16:25	17:20	福知山駅
市役所前			6:42	7:57		12:17		16:27	17:22	市役所前
福知山城公園前			6:43	7:58		12:18		16:28	17:23	福知山城公園前
松縄手			6:44	7:59		12:19		16:29	17:24	松縄手
丹波土師			6:45	8:00		12:20		16:30	17:25	丹波土師
松本病院前			6:46	8:01		12:21		16:31	17:26	松本病院前
土師新町			6:47	8:02		12:22		16:32	17:27	土師新町
ロイヤルヒルホテル前			6:48	8:03		12:23		16:33	17:28	ロイヤルヒルホテル前
長田野体育館前			6:49	8:04		12:24		16:34	17:29	長田野体育館前
トラックセンター前			6:49	8:04		12:24		16:34	17:29	トラックセンター前
長田野中橋			6:50	8:05		12:25		16:35	17:30	長田野中橋
なかよし広場			6:51	8:06		12:26		16:36	17:31	なかよし広場
市ノ谷			6:52	8:07		12:27		16:37	17:32	市ノ谷
砂子池			6:53	8:08		12:28		16:38	17:33	砂子池
長田郵便局前			6:53	8:08		12:28		16:38	17:33	長田郵便局前
下六人部			6:54	8:09		12:29		16:39	17:34	下六人部
上松			6:54	8:09		12:29		16:39	17:34	上松
長蓮寺田			6:55	8:10		12:30		16:40	17:35	長蓮寺田
照蓮寺下			6:55	8:10		12:30		16:40	17:35	照蓮寺下
信用金庫前			6:56	8:11		12:31		16:41	17:36	信用金庫前
多保市			6:59	8:14		12:34		16:44	17:39	多保市
丹波岩崎			7:00	8:15		12:35		16:45	17:40	丹波岩崎
丹波池田			7:01	8:16		12:36		16:46	17:41	丹波池田
下三俣			7:02	8:17		12:37		16:47	17:42	下三俣
丹波三俣			7:03	8:18		12:38		16:48	17:43	丹波三俣
堀越			7:03	8:18		12:38		16:48	17:43	堀越
生野里			7:04	8:19		12:39		16:49	17:44	生野里
丹波萩原			7:05	8:20		12:40		16:50	17:45	丹波萩原
芦洲			7:07	8:22		12:42		16:52	17:47	芦洲
三軒家			7:08	8:23		12:43		16:53	17:48	三軒家
丹波新橋			7:09	8:24		12:44		16:54	17:49	丹波新橋
下ノ段			7:09	8:24		12:44		16:54	17:49	下ノ段
細見千束			7:10	8:25		12:45		16:55	17:50	細見千束
細見辻			7:11	8:26		12:46		16:56	17:51	細見辻
三和橋			7:12	8:27		12:47		16:57	17:52	三和橋
柳瀬			7:13	8:28		12:48		16:58	17:53	柳瀬
菟原下			7:14	8:29		12:49		16:59	17:54	菟原下
天理教前			7:14	8:29		12:49		16:59	17:54	天理教前
菟原			7:18	8:33		12:53		17:03	17:58	菟原
大身下			7:19	8:34		12:54		17:04	17:59	大身下
丹波大身			7:20	8:35		12:55		17:05	18:00	丹波大身
松ヶ瀬			7:21	8:36		12:56		17:06	18:01	松ヶ瀬
下大久保			7:25	8:40		13:00		17:10	18:05	下大久保
下地			7:26	8:41		13:01		17:11	18:06	下地
上大久保			7:27	8:42		13:02		17:12	18:07	上大久保
六ノ坪			7:28	8:43		13:03		17:13	18:08	六ノ坪
丹波梅田			7:28	8:43		13:03		17:13	18:08	丹波梅田
坂井			7:31	8:46		13:06		17:16	18:11	坂井
井尻			7:32	8:47		13:07		17:17	18:12	井尻
出口妙見前			7:33	8:48		13:08		17:18	18:13	出口妙見前
丹波和田			7:36	8:51		13:11		17:21	18:16	丹波和田
京丹波町病院前			7:37	8:52		13:12		17:22	18:17	京丹波町病院前
桧山着			7:40	8:55		13:15		17:25	18:20	桧山着
桧山発	6:16	6:50	7:43		12:25	13:25	16:00	17:35	18:30	桧山発
京丹波町病院前	6:16	6:50	7:43		12:25	13:25	16:00	17:35	18:30	京丹波町病院前
常照寺下	6:19	6:53	7:46		12:28	13:28	16:03	17:38	18:33	常照寺下
九手神社前	6:21	6:55	7:48		12:30	13:30	16:05	17:40	18:35	九手神社前
丹波高原	6:22	6:56	7:49		12:31	13:31	16:06	17:41	18:36	丹波高原
須知高校前	6:24	6:58	7:51		12:33	13:33	16:08	17:43	18:38	須知高校前
丹波公園センター	//	//	//		//	//	16:10	//	//	丹波公園センター
自然運動公園前	6:25	6:59	7:52		12:34	13:34	16:11	17:44	18:39	自然運動公園前
蒲生	6:26	7:00	7:53		12:35	13:35	16:12	17:45	18:40	蒲生
農協会館前	6:27	7:01	7:54		12:36	13:36	16:13	17:46	18:41	農協会館前
新道口	6:27	7:01	7:54		12:36	13:36	16:13	17:46	18:41	新道口
新須知	6:28	7:02	7:55		12:37	13:37	16:14	17:47	18:42	新須知
琴滝道	6:28	7:02	7:55		12:37	13:37	16:14	17:47	18:42	琴滝道
竹野口	6:30	7:04	7:57		12:39	13:39	16:16	17:49	18:44	竹野口
丹波水戸	6:30	7:04	7:57		12:39	13:39	16:16	17:49	18:44	丹波水戸
金福寺前	6:32	7:06	7:59		12:41	13:41	16:18	17:51	18:46	金福寺前
新水戸	6:33	7:07	8:00		12:42	13:42	16:19	17:52	18:47	新水戸
峠北口	6:34	7:08	8:01		12:43	13:43	16:20	17:53	18:48	峠北口
観音峠	6:36	7:10	8:03		12:45	13:45	16:22	17:55	18:50	観音峠
上木崎	6:38	7:12	8:05		12:47	13:47	16:24	17:57	18:52	上木崎
園部河原町	6:40	7:14	8:07		12:49	13:49	16:26	17:59	18:54	園部河原町
園部大橋	6:41	7:15	8:08		12:50	13:50	16:27	18:00	18:55	園部大橋
園部宮町	6:41	7:15	8:08		12:50	13:50	16:27	18:00	18:55	園部宮町
本町口	6:42	7:16	8:09		12:51	13:51	16:28	18:01	18:56	本町口
園部駅	6:48	7:22	8:15		12:57	13:57	16:35	18:07	19:02	園部駅

<R4. 4 減便後>時刻表 (下り) 【園部～桧山～福知山】

園部	駅		7:25	7:59	8:35		13:52		14:52	16:52	18:52	19:52	園部	駅
本町	口		7:27	8:01	8:37		13:54		14:54	16:54	18:54	19:54	本町	口
園部	宮町		7:28	8:02	8:38		13:55		14:55	16:55	18:55	19:55	園部	宮町
園部	大橋		7:29	8:03	8:39		13:56		14:56	16:56	18:56	19:56	園部	大橋
園部	河原町		7:30	8:04	8:40		13:57		14:57	16:57	18:57	19:57	園部	河原町
上木	崎		7:31	8:05	8:41		13:58		14:58	16:58	18:58	19:58	上木	崎
観音	峠		7:33	8:07	8:43		14:00		15:00	17:00	19:00	20:00	観音	峠
峠	北口		7:35	8:09	8:45		14:02		15:02	17:02	19:02	20:02	峠	北口
新水	戸		7:36	8:10	8:46		14:03		15:03	17:03	19:03	20:03	新水	戸
金福	寺前		7:37	8:11	8:47		14:04		15:04	17:04	19:04	20:04	金福	寺前
丹波	水戸		7:38	8:12	8:48		14:05		15:05	17:05	19:05	20:05	丹波	水戸
竹野	口		7:39	8:13	8:49		14:06		15:06	17:06	19:06	20:06	竹野	口
琴滝	道		7:40	8:14	8:50		14:07		15:07	17:07	19:07	20:07	琴滝	道
新須	知		7:42	8:16	8:52		14:09		15:09	17:09	19:09	20:09	新須	知
新道	口		7:42	8:16	8:52		14:09		15:09	17:09	19:09	20:09	新道	口
農協会	館前		7:43	8:17	8:53		14:10		15:10	17:10	19:10	20:10	農協会	館前
蒲生			7:45	8:19	8:55		14:12		15:12	17:12	19:12	20:12	蒲生	
丹波公園	センター		//	//	8:57		//		//	//	//	//	丹波公園	センター
自然運動	公園前		7:46	8:20	8:59		14:13		15:13	17:13	19:13	20:13	自然運動	公園前
須知	高校前		7:47	8:21	9:00		14:14		15:14	17:14	19:14	20:14	須知	高校前
丹波	高原		7:49	8:23	9:02		14:16		15:16	17:16	19:16	20:16	丹波	高原
九手	神社前		7:49	8:23	9:02		14:16		15:16	17:16	19:16	20:16	九手	神社前
常照	寺下		7:51	8:25	9:04		14:18		15:18	17:18	19:18	20:18	常照	寺下
京丹波	町病院前		7:53	8:27	9:06		14:20		15:20	17:20	19:20	20:20	京丹波	町病院前
桧山	着		7:57	8:31	9:10		14:24		15:24	17:24	19:24	20:24	桧山	着
桧山	発	6:25	8:00		12:15		15:00		17:30				桧山	発
京丹波	町病院前	6:25	8:00		12:15		15:00		17:30				京丹波	町病院前
丹波	和田	6:26	8:01		12:16		15:01		17:31				丹波	和田
出口	妙見前	6:29	8:04		12:19		15:04		17:34				出口	妙見前
井尻		6:30	8:05		12:20		15:05		17:35				井尻	
坂井		6:31	8:06		12:21		15:06		17:36				坂井	
丹波	梅田	6:34	8:09		12:24		15:09		17:39				丹波	梅田
六ノ	坪	6:35	8:10		12:25		15:10		17:40				六ノ	坪
上大	久保	6:36	8:11		12:26		15:11		17:41				上大	久保
下	地	6:36	8:11		12:26		15:11		17:41				下	地
下	大久保	6:38	8:13		12:28		15:13		17:43				下	大久保
松ヶ	瀬	6:41	8:16		12:31		15:16		17:46				松ヶ	瀬
丹波	大身	6:42	8:17		12:32		15:17		17:47				丹波	大身
大身	下	6:43	8:18		12:33		15:18		17:48				大身	下
菟原		6:46	8:21		12:36		15:21		17:51				菟原	
天理	教前	6:46	8:21		12:36		15:21		17:51				天理	教前
菟原	下	6:46	8:21		12:36		15:21		17:51				菟原	下
柳瀬		6:47	8:22		12:37		15:22		17:52				柳瀬	
三和	橋	6:48	8:23		12:38		15:23		17:53				三和	橋
細見	辻	6:49	8:24		12:39		15:24		17:54				細見	辻
細見	千束	6:51	8:26		12:41		15:26		17:56				細見	千束
下ノ	段	6:52	8:27		12:42		15:27		17:57				下ノ	段
丹波	新橋	6:52	8:27		12:42		15:27		17:57				丹波	新橋
三軒	家	6:53	8:28		12:43		15:28		17:58				三軒	家
芦洲		6:54	8:29		12:44		15:29		17:59				芦洲	
丹波	萩原	6:55	8:30		12:45		15:30		18:00				丹波	萩原
生野	里	6:57	8:32		12:47		15:32		18:02				生野	里
堀越		6:58	8:33		12:48		15:33		18:03				堀越	
丹波	三俣	6:58	8:33		12:48		15:33		18:03				丹波	三俣
下	三俣	6:59	8:34		12:49		15:34		18:04				下	三俣
丹波	池田	7:00	8:35		12:50		15:35		18:05				丹波	池田
丹波	岩崎	7:01	8:36		12:51		15:36		18:06				丹波	岩崎
多保	市	7:02	8:37		12:52		15:37		18:07				多保	市
信用	金庫前	7:02	8:37		12:52		15:37		18:07				信用	金庫前
照蓮	寺下	7:03	8:38		12:53		15:38		18:08				照蓮	寺下
長田		7:03	8:38		12:53		15:38		18:08				長田	
上	松	7:04	8:39		12:54		15:39		18:09				上	松
下	六人部	7:06	8:41		12:56		15:41		18:11				下	六人部
長田	郵便局前	7:06	8:41		12:56		15:41		18:11				長田	郵便局前
砂子	池	7:07	8:42		12:57		15:42		18:12				砂子	池
市ノ	谷	7:08	8:43		12:58		15:43		18:13				市ノ	谷
なかよし	広場	7:10	8:45		13:00		15:45		18:15				なかよし	広場
長田	野中橋	7:10	8:45		13:00		15:45		18:15				長田	野中橋
トラック	センター前	7:11	8:46		13:01		15:46		18:16				トラック	センター前
長田	野体育館前	7:12	8:47		13:02		15:47		18:17				長田	野体育館前
ロイヤル	ホテル前	7:13	8:48		13:03		15:48		18:18				ロイヤル	ホテル前
土師	新町	7:14	8:49		13:04		15:49		18:19				土師	新町
松本	病院前	7:14	8:49		13:04		15:49		18:19				松本	病院前
丹波	土師	7:15	8:50		13:05		15:50		18:20				丹波	土師
松縄	手	7:17	8:52		13:07		15:52		18:22				松縄	手
福知山	城公園前	7:18	8:53		13:08		15:53		18:23				福知山	城公園前
市役	所前	7:19	8:54		13:09		15:54		18:24				市役	所前
福知山	駅	7:27	9:02		13:17		16:02		18:32				福知山	駅

募集要領(案) 概要

1 目的

現在、園福線を運行している西日本ジェイアールバス(株)に代わる運行事業者を選定するにあたり、企画提案を募集し、最も適切な運行予定事業者を選定する。

2 事業の内容

- (1) 事業名 園福線地域旅客運送サービス継続事業
- (2) 事業内容 「園福線地域旅客運送サービス継続事業実施方針」のとおり
- (3) 事業期間 運行開始(令和6年4月1日(日))から令和9年3月まで

3 公募のスケジュール

本協議会及び福知山市地域公共交通会議の会議結果を踏まえ、3月下旬から1ヶ月程度(30日間)公募し、5月中旬頃には運行予定事業者を決定予定。

※ただし、1度目の公募により運行予定事業者が決定しない場合は、再公募となるため、スケジュールは再調整。

4 事業者選定の評価基準と選定方法

(1) 評価基準

評価項目	評価基準
実施方針との整合	・実施方針に沿った提案がされているか
運営能力	・安定した事業実施が可能か など
危機管理体制	・事故に対する責任体制や処理体制が適切か など
運行能力 (安全・円滑な運行)	・人員(運転士)の配置は適切か など
業務遂行能力	・車両検査対応について など
企業努力	・サービス(ルート、便数、ダイヤ等)向上に意欲的に取り組む姿勢があるか ・利用促進策(ICカードの導入等)があるか など

(2) 選定方法

外部有識者の意見を聴取(採点等)した上で、園福線運行予定事業者選定会議において決定する。

※選定会議構成員: 京都府、福知山市、南丹市、京丹波町

園福線地域旅客運送サービス継続事業

募集要領 (案)

令和 5 年 3 月

京都府・福知山市・南丹市・京丹波町
(JR 山陰本線(園部～綾部)沿線地域公共交通活
性化協議会・福知山市地域公共交通会議)

(案)

1 事業の趣旨・目的

本要領は、現在、園福線を運行している西日本ジェイアールバス(株)に代わる運行事業者を選定するにあたり、企画提案を募集し、最も適切な運行予定事業者を選定することを目的とする。

2 事業概要

- (1) 事業名 園福線地域旅客運送サービス継続事業
- (2) 事業内容 別紙「園福線地域旅客運送サービス継続事業実施方針」のとおり
 - ※ 事業内容の詳細は選定した運行予定事業者と協議し決定する。
- (3) 事業期間 運行開始から令和9年3月まで
 - ※ 運行開始は令和6年4月1日を目途に選定した運行予定事業者と運行サービス内容を調整する。

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをした者であっては更正計画の許可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律外154号）に基づく再生手続き開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 国税及び地方税（京都府税、福知山市税、南丹市税、京丹波町税）の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から運行予定事業者選定の日までの期間に、京都府、福知山市、南丹市、京丹波町の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 京都府南丹広域振興局管内（亀岡市、南丹市、京丹波町）又は中丹広域振興局管内（福知山市、舞鶴市、綾部市）に本社、支店又は営業所等を有する者であること。
- (6) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得している者で、同項（5）のエリアで一般路線（高速路線を除く）の輸送実績があること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」

(案)

という。)に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

- ① 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- ② 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- ⑦ 暴力団及び①から⑥までに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

(8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

4 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

<京都府>

住 所 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府建設交通部交通政策課 企画係 亀谷、高見

電話番号 075-414-5143 (交通政策課) (平日 9:00~17:00)

FAX 番号 075-414-5183

メールアドレス kotsu@pref.kyoto.lg.jp

<福知山市>

住 所 〒620-8501 京都府福知山市字内記 13 番地の 1

福知山市建設交通部都市・交通課 交通政策係 足立、松井

電話番号 0773-24-7084 (都市・交通課) (平日 9:00~17:00)

FAX 番号 0773-23-6537

メールアドレス toshikotsu@city.fukuchiyama.lg.jp

<南丹市>

住 所 〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47 番地

南丹市地域振興部地域振興課 交通対策係 平井、坪井

電話番号 0771-68-0019 (地域振興課) (平日 9:00~17:00)

FAX 番号 0771-63-0653

メールアドレス chiki@city.nantan.lg.jp

(案)

<京丹波>

住 所 〒622-0292 京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野 487 番地 1

京丹波町総務部企画情報課 交通対策係 伴田、今川

電話番号 0771-82-3801 (企画情報課) (平日 9:00~17:00)

メールアドレス kikaku30@town.kyotamba.lg.jp

(2) 本プロポーザルについて掲載しているホームページ

- ・京 都 府 (<http://www.>)
- ・福知山市 (<http://www.>)
- ・南 丹 市 (<http://www.>)
- ・京丹波町 (<http://www.>)

(3) 公募の実施スケジュール (仮)

内 容	日 付
公告	令和5年3月●日(●)
説明会	令和5年3月●日(●)
質問の受付締切	令和5年3月●日(●) 公告後5営業日以降
質問の回答期日	令和5年4月●日(●) 質問受付後1週間目途
参加表明書・企画提案書等の受付締切	令和5年4月●日(●) 公告後30日程度
プレゼンテーション実施日<予定>	令和5年4月●日(●)
選定委員会実施日<予定>	令和5年4月●日(●)
審査結果通知<予定>	令和5年5月●日(●) 5月中旬目途

※ 公募終了後、令和6年4月1日を目途に運行を開始できるよう、選定した運行予定事業者と運行サービス内容を調整する。

(4) 公募要領等の配布

① 配布期間：令和5年3月●日(●)～令和5年4月●日(●)
(平日午前8時30分から午後5時まで)

② 配布場所及び受付場所

(1)の担当部署で配布するほか、(2)の京都府・福知山市・南丹市・京丹波町ホームページから公募期間中はダウンロードが可能。

(5) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

本事業の実施を希望する者は、以下の①～④により企画提案書他必要書類を提出すること。

① 提出期限：令和5年3月●日(●)～令和5年4月●日(●)

(案)

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

- ② 提出場所：(1) に同じ
- ③ 提出方法：持参（平日午前9時～午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）
- ④ 提出部数：2部（正本1部、副本1部）

5 事前説明会

- (1) 開催日時：令和5年3月●日（●）
- (2) 開催場所：南丹市●●●
- (3) 申込資格：事前説明会へ参加できる者は、3（5）及び（6）の要件を満たす者とする。
- (4) 申込方法：（3）の資格を満たす者のうち、事前説明会の参加を希望する者は、令和5年3月●日（●）午後5時までに参加申込書（様式●）及び（3）を証明する書類※を、4（1）のいずれかに提出すること。（FAX可、ただし着信確認の電話を行うこと。）
※営業所等所在地の記載がある会社概要（パンフレット等）
3（5）のエリアで運行していることがわかるバス路線図
道路運送法一般乗合旅客自動車運送事業許可証の写し
- (5) 説明会への申込期限：令和5年3月●日（●）午後5時まで

6 質疑・回答

- (1) 受付期間：令和5年3月●日（●）～令和5年3月●日（●）午後5時必着
- (2) 質疑方法：持参のほか、郵便、FAX又は電子メールにより、4（1）のいずれかに提出の上、電話で着信確認を行うこと。
- (3) 質疑様式等：様式に、次の点に留意して記載すること。
 - ア 件名は、「園福線地域旅客運送サービス継続事業に関する質問」とすること。
 - イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること
 - ウ 質問内容を端的に表す表題を様式に記載すること。
- (4) 回答日時：令和5年4月●日（●）
- (5) 回答方法：質問への回答は、4（2）の京都府・福知山市・南丹市・京丹波町ホームページに掲示し、個別には回答しない。
※ ただし、質問又は回答の内容が、7以外の審査内容に係る質問については回答できない。

7 応募書類の提出

(1) 提出書類

- ① 参加表明書
 - ② 企画提案書
 - ③ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び京都府税、福知山市税、南丹市税、京丹波町税の納税証明書（未納の税額がないことの証明：その3の3）
 - ※発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。
 - ④ 共同企業体で参加の場合
 - ・共同企業体届出書
 - ・共同企業体協定書
 - ・委任状
 - ・使用印鑑届
 - ⑤ 提案事業者が会社・法人の場合は、以下の書類を添付のこと。
 - ・商業・法人登記事項証明書 1部
 - ※発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。
 - ・法人定款
 - ⑥ 財務諸表
 - ⑦ 営業所等所在地の記載がある会社概要（パンフレット等）
 - ⑧ 3（5）のエリアで運行していることがわかるバス路線図
 - ⑨ 道路運送法一般乗合旅客自動車運送事業許可証の写し
 - ※ ⑦、⑧、⑨については、事前説明会参加申込みの際に提出している場合は不要。
 - ⑩ 園福線に係る情報提供依頼書（運行データ等必要ない場合は提出不要）
 - ※ 企画提案書作成につき、必要な園福線の利用者データ等は、原則、5事前説明会に参加した事業者を提供する。
 - なお、5（3）の要件を満たすが、事前説明会に参加できない者においては、園福線に係る情報提供依頼書の提出があった場合に運行データ等を提供する。
- 【提供する情報】**
- ①乗降調査結果（R1～R4）
 - ②路線運行に係る経常費用、経常収益、欠損（国庫補助金申請資料）
 - ③その他提案に必要な情報
- ⑪ 誓約書

(案)

(2) 企画提案書の作成方法

園福線地域旅客運送サービス継続事業実施方針のとおり。

なお、真に必要な場合を除き、個人情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

(3) 提出された応募書類の取扱い

- ① 提出された企画提案書は、本公募における運行予定事業者の選定以外の目的で使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府・福知山市・南丹市・京丹波町の情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- ② 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う。
- ③ 提出された応募書類は返却しない。
- ④ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- ⑤ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

8 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「園福線地域旅客運送サービス継続事業に係る評価項目及び評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーションの実施

複数の提案事業者で、運行区間が競合する企画提案書が提案された場合は、プレゼンテーションを実施する。

プレゼンテーションの時間、場所については、別途通知する。

(3) 評価方法

参加資格の確認された者から提出された企画提案書の内容について、園福線運行予定事業者選定会議（以下「選定会議」という。）が（1）に基づいて、外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

(4) 運行予定事業者の選定方法

- ① 失格者を除いた者の内、（3）の総合点が最も高い評価を受けた企画提案を行った者を運行予定事業者として選定する。
- ② 最高評価の者が複数となった場合は、選定会議の合議により順位を決定し、本業務の運行予定事業者として選定する。
- ③ ①、②に関わらず、総合点が60点未満の場合は、運行予定事業者として選定しない。
- ④ 全ての企画提案について、事業の目的を達成できないものであると判断

(案)

したときは、運行予定事業者を選定しないものとする。

その場合は、公募要件を見直し、改めて公募のうえ運行予定事業者を選定する。

- ⑤ 参加者が1者であっても企画提案を評価し、基準を満たしていると判断した場合は、運行予定事業者として選定する。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9 選定結果の通知・公表

運行予定事業者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目において京都府・福知山市・南丹市・京丹波町ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- (1) 運行予定事業者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1) 以外の参加者について
 - ※ (1) 以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。
 - ※ 参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。
- (3) 外部有識者の所属及び役職名並びに氏名

10 契約手続き

今回の公募は、契約手続きを伴わず、運行予定事業者を決定するものである。運行形態・サービス内容については、運行予定事業者と調整・協議し、決定していくものとする。

11 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書については、1者につき1提案に限る。

(案)

- (3) 参加表明書を提出した後、企画提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、府・福知山市・南丹市・京丹波町から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、府・福知山市・南丹市・京丹波町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(案)

(別紙)

園福線地域旅客運送サービス継続事業に係る
評価項目及び評価基準 (案)

評価項目	評価基準	配点
実施方針との整合	・実施方針に沿った提案がされているか	10
運営能力	・経営（財政）状況は健全か ・安定した事業実施が可能か ・同種・類似事業を実施しているか	15
危機管理体制	・事故に対する責任体制や処理体制が適切か ・災害発生時等緊急時の対応能力はあるか	15
運行能力 (安全・円滑な運行)	・人員（運転士）の配置は適切か ・運転士の体調管理やマナー教育がされているか ・重大事故を起こしていないか（過去3年）	15
業務遂行能力	・高齢者や障がい者等への配慮がされているか ・車両検査対応について ・苦情対応体制がとられているか	15
企業努力	・利用見込み、想定運行損益は適切か ・サービス向上に意欲的に取り組む姿勢があるか （運行ルート、便数、ダイヤ等） ・利用促進策があるか （利用者に対する情報提供やICカード等の設置について、沿線市町等と連携して取り組む提案がされているか） ・提案内容に地域住民に対する配慮や利便性向上の提案がされているか	30
合計		100

- ・ 参加者が1者のみの場合は、配点合計が採択基準（60点以上）となった場合に限り、運行予定事業者として選定する。

【配点基準（30点（15点）満点）】

優れている	30(15)
やや優れている	24(12)
標準	18(9)
やや劣っている	12(6)
劣っている	6(3)

【配点基準（10点満点）】

優れている	10
やや優れている	8
標準	6
やや劣っている	4
劣っている	2

(様式●)

令和 年 月 日

園福線地域旅客運送サービス継続事業
企画提案書 (案)

京都府建設交通部交通政策課長 様
福知山市建設交通部長 様
南丹市地域振興部長 様
京丹波町総務部長 様

(住所)
(事業者名)
(代表者職氏名)

園福線地域旅客運送サービス継続事業募集要領に基づき、次のとおり提案します。

(連絡先)

所属	
職氏名	
電話	
FAX	
電子メール	

1. 会社概要に関すること

事業者	(主たる事務所の所在地)	
	(会社名)	
代表者	(職・氏名)	
担当者	(職・氏名)	
	(TEL)	(FAX)
	(E-mail)	

2. 運営能力に関すること

(1) 規模

従業者数	人	左記の内、第二種運転免許の保有者数	人
保有する車両	車両種別		台数
			台
			台
			台

※保有する車両には購入予定車両を含めません。

(2) 実施体制

事業実施体制	従事予定者数	従事予定者数の内、第二種運転免許の保有者数	従事予定者数の内、本事業に専業する人数
運行事業従事予定者	人	人	人

※上表には採用予定者を含めません。

3. 危機管理体制に関すること

(1) 緊急時（事故や災害等）の対応

①緊急対応マニュアルの有無 (該当するものに○)	有	無
②連絡体制図有無 (該当するものに○)	有	無
①又は②で「有」に○を付けた場合は、書類を添付してください。		
③代替車両の確保の方法 (過去の対応実績及び想定される内容の記載)		
④その他の工夫事項		

4. 運行能力（安全・円滑な運行）に関すること

(1) 運転士に関すること

①運転士（人員）は確保できているか。
②運転士の体調等の管理 ・運行直前の管理方法 ・その他の工夫
③運転士のマナー教育（一般的な研修会・講習会に加えて実施している点の内容）
④重大な事故を起こしていないか（過去3年）

5. 業務に関すること

①高齢者や障がい者等への配慮
②車両検査に関する体制と内容
③苦情に関する対応体制

6. 企業努力に関する事項

(1) 想定される運行に係る損益及び初期投資額について

①運行経費				
・運行等経費総額				
・内訳（別途資料添付可）				
②初期投資額				
※車両等の調達が困難な場合においても、運行に必要な初期投資に係る費用は必ず記載すること。				
・総額 千円				
・車両台数 台				
・車両内訳 新規購入 台、既存車両 台、リース 台				
・車両購入費 千円				
・その他の費用 千円				
項目	単位	数量等	単価	総額
③年間想定運賃収入、年間想定利用者数				
※運賃収入は、現在の利用状況等を考慮し、自社で適切と考える運賃により試算すること。				
・想定運賃収入： 千円				
・想定利用者数： 人				
④その他収入（年）				
・その他の収入総額 千円				
・内訳				
⑤想定経常損益： 千円				

(2) 実施方針に基づく路線、ダイヤ、運賃等の提案

①運行路線の考え方
②便数（ダイヤ）の考え方
③運賃の考え方
④その他の内容（利用者を増加させるための考え）

※運行路線図、便数、ダイヤ、運賃表に関しては別途資料を作成して添付すること。

（バス停の位置は、運行路線図の運行経路図上に記載。）

※運行路線図は運行方向がわかるよう作図し、起終点、路線延長がわかるよう作成すること。

(2) サービス向上に関すること

①ICカード（ICOCA）等の使用の可否：
②利用促進の創意工夫の提案

(3) 提案内容のうち地方公共団体に求める負担に関すること

--

※実施方針に記載している地方公共団体に求める負担・支援については、その金額を記載。

その他、地方公共団体に求める負担・支援については、その事項及び金額を記載。

8. 事業実施に向けての意欲

--

【企画提案書作成にあたっての留意点】

- ①記述内容に合わせ、記載欄の大きさを変更してもよい。
- ②企画提案の根拠となる資料を添付すること。

園福線運行予定事業者選定会議設置要領 (案)

(目的)

第 1 条 園福線地域旅客運送サービス継続事業における公募型プロポーザル方式の適切な運用を図るため、園福線運行予定事業者選定会議 (以下「本会議」という。) を設置し、運行予定事業者を選定する。

(構成員)

第 2 条 本会議は、同条 (1) から (4) の委員で構成する。

- (1) 京都府建設交通部交通政策課長
- (2) 福知山市建設交通部長
- (3) 南丹市地域振興部長
- (4) 京丹波町総務部長

(審議事項)

第 3 条 本会議は、次の事項について審議を行う。

- (1) 外部有識者及び評価基準に関すること。
- (2) 企画提案書等の評価の確認及び運行予定事業者の選定に関すること。

(運営)

第 4 条 本会議は、会を代表して京都府建設交通部交通政策課長が招集する。
なお、必要に応じて関係書類の持ち回りにより会議の開催に代えることができる。

(事務)

第 5 条 事務

- (1) 本会議に関する事務は、京都府建設交通部交通政策課が処理する。
- (2) この要領に定めるもののほか、本会議に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和 5 年 3 月 日 から施行する。